［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

五　［略］

六　［略］

2　［略］

［一～五　略］

［号を削る。］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

［3・4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二　［略］

2　［略］

一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～六　略］

3　［略］

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百十八条の九　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

［2・3　略］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［略］

2　［略］

［一～三　略］

四　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき　当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

［3～7　略］

九　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨

十　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

十一　死亡の原因となつた傷病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類

十二　［同上］

十三　［同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　前項第五号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

［3・4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

［三～六　同上］

3　［同上］

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百十八条の九　［同上］

一　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

［2・3　同上］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき　当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

［3～7　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。